

## 別表十三（九）の記載の仕方

この明細書は、技術研究組合が措置法第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結親法人である技術研究組合が措置法第

68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。